平成２４年（フ）第１０４号
鳥取県米子市上福原７丁目７番18号
債務者　岩﨑　嶋子
1　決定年月日時　平成24年９月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２４年（フ）第５５９号
広島市中区住吉町９―16―301、住民票上の住所広島県江田島市大柿町柿浦3161番地８
債務者　金川　和勝
1　決定年月日時　平成24年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第７０５号
広島市安佐北区亀山３丁目20番33号
債務者　上杉　正浩
1　決定年月日時　平成24年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２４号
大分県佐伯市中の島１丁目15番27号
債務者　高橋　江美（旧姓小林）
1　決定年月日時　平成24年９月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
大分地方裁判所佐伯支部破産係

平成２４年（フ）第２５号
大分県佐伯市8991番地７
債務者　木下　順子
1　決定年月日時　平成24年９月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
大分地方裁判所佐伯支部破産係

平成２４年（フ）第９１１号
京都市下京区西新屋敷太夫町95番地３　ホワイト・クレステ603号
債務者　中村　安秀
1　決定年月日時　平成24年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月27日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１０２８号
京都市上京区仁和寺街道六軒町西入四番町122番地１　ディオ・フェルティ北野東509号
債務者　塩塚　環美
1　決定年月日時　平成24年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月27日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１０５７号
京都市南区久世中久世町２丁目65番地２　マンション千丈305号
債務者　宮坂　高廣
1　決定年月日時　平成24年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月27日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１０６３号
京都市下京区川端町６番地　市営31棟806号室
債務者　甲斐　深雪
1　決定年月日時　平成24年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月27日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第９７号
広島県呉市中通３丁目１番31―201号
債務者　奥須賀久美
1　決定年月日時　平成24年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月27日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２４年（フ）第１０３号
広島県呉市郷原町880番地の１
債務者　小林　徹士
1　決定年月日時　平成24年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月27日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２４年（フ）第１１２号
広島県竹原市吉名町98番地３
債務者　須賀　弥香
1　決定年月日時　平成24年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月27日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２４年（フ）第２４５号
兵庫県川西市清和台東２丁目１番地の10　M―503
債務者　山田慶一郎
1　決定年月日時　平成24年９月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月28日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第５６号
兵庫県朝来市和田山町枚田岡729―１―１、住民票上の住所兵庫県朝来市和田山町枚田岡309番地26
債務者　松本　慎平
1　決定年月日時　平成24年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月28日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２４年（フ）第４０８号
沖縄県那覇市首里崎山町４丁目74番地
債務者　太田　　悠
1　決定年月日時　平成24年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月28日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第５９３号
千葉県柏市北柏３丁目３番地５　サンハイム北柏102号
債務者　飯島　孝夫
1　決定年月日時　平成24年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月29日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第５９８号
千葉県松戸市紙敷924番地の３
債務者　谷口　英樹
1　決定年月日時　平成24年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月29日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部